

あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の一部改正について

改正前

支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分（4月から9月までの月分の利用者負担額については前年度分とする。以下同じ。）の区市町村民税が非課税又は均等割額のみ課税の世帯		3,000 (0)
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の区市町村民税課税の所得割額が右記の区分に該当する世帯	77,100円以下	14,100 (7,050)
第4階層		77,101円以上211,200円以下	20,500 (10,250)
第5階層		211,201円以上	25,700 (12,850)

改正後

支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分（4月から9月までの月分の利用者負担額については前年度分とする。以下同じ。）の区市町村民税が非課税又は均等割額のみ課税の世帯		3,000 (0)
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の区市町村民税課税の所得割額が右記の区分に該当する世帯	77,100円以下	10,100 (5,050)
第4階層		77,101円以上211,200円以下	20,500 (10,250)
第5階層		211,201円以上	25,700 (12,850)